

給食関係の届出並びに 運営について

栃木県保健福祉部健康増進課

給食施設の区分

	食数区分	栄養士配置規定条文(抜粋・要約)	関係法令
特定給食施設	継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設	<p>①特定給食施設の設置者は、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。</p> <p>②1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設は、栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるよう努めなければならない。</p>	<p>健康増進法第21条第2項 同法施行規則第5条、第8条</p>
		<p><u>管理栄養士を置かなければならない施設</u></p> <p>①医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの</p> <p>②①以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの</p>	<p>健康増進法第20条第1項 同法施行規則第5条、第7条</p>
その他の給食施設	継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する施設		<p>栃木県特定給食施設等指導要綱</p>

管理栄養士・栄養士配置基準(介護保険施設)

	配置規定条文(抜粋・要約)	配置規定法令
指定介護老人福祉施設	<p><u>栄養士または管理栄養士 1人以上</u></p> <p>入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p>	<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号第2条)</p>
介護老人保健施設	<p><u>栄養士または管理栄養士 入所定員100人以上で1人以上</u></p> <p>サテライト型小規模介護老人保健施設(本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設)については、本体施設(介護老人保健施設・介護医療院・病院)と密接な連携が確保され、本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p>	<p>介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第40号第2条)</p>
介護医療院	<p><u>栄養士または管理栄養士 入所定員100人以上で1人以上</u></p>	<p>介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準 (平成30年厚生省令第5号第4条)</p>

給食施設届出が必要な事項等

※別途、食品衛生法に基づく届出が必要な場合があります。

		開始（又は再開）	変更	休止（又は廃止）
届出対象事項		給食施設の開始 （又は再開）	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設の名称 設置者氏名並びに設置者住所 給食施設の種類 給食の運営方式や委託先 給食対象者 給食施設の構造 管理栄養士及び栄養士の員数 	給食施設の休止 （又は廃止）
提出 様式	特定給食施設	別記様式第2号 （第3条関係）	別記様式第3号（第3条関係）	別記様式第4号 （第3条関係）
	その他の給食 施設	別記様式第1号	別記様式第2号	別記様式第3号
提出者		給食施設の設置者		
提出期限		開始・変更・休止等の事項が生じた日から1月以内		
提出・問合せ先		管轄の広域健康福祉センター 健康対策課		

特定給食施設における栄養管理（抜粋）

健康増進法第21条第3項

特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

健康増進法施行規則第9条

法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。

給食施設に関するお問い合わせ先

広域健康福祉センターでは、次のような相談をお受けしています。

- * 給食施設の届出に関する相談
- * 給食施設の新築・改築に関する図面相談
- * 給食の栄養管理、衛生管理に関する相談 等

なお、来所での御相談の際は、事前に御連絡ください。

施設所在地	管轄広域健康福祉センター
鹿沼市、日光市	県西健康福祉センター 健康対策課 TEL 0289-62-6225
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	県東健康福祉センター 健康対策課 TEL 0285-82-3323
栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	県南健康福祉センター 健康対策課 TEL 0285-22-1509
大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	県北健康福祉センター 健康対策課 TEL 0287-22-2679
足利市、佐野市	安足健康福祉センター 健康対策課 TEL 0284-41-5895
宇都宮市	宇都宮市保健所 健康増進課 TEL 028-626-1126